

破砕業者 変更の届出 提出書類一覧

概要	下記の事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。	
提出書類	(1) 破砕業変更届出書（様式第十一） (2) 誓約書 (3) 変更の内容に応じて、下記の提出書類欄に掲げる書類	
届出先	久留米市 環境部 廃棄物指導課（環境部庁舎：久留米市荘島町375番地） TEL 0942-30-9148	
届出部数	正副2部（副：コピー可）	
	変更事項	提出書類
氏名（名称及び代表者氏名）及び住所		【個人の場合】・住民票の写し ^{※1} ・登記されていないことの証明書等 ^{※2} 【法人の場合】・登記事項証明書 ^{※3} ・定款又は寄附行為
・事業所の名称及び所在地 ・事業の用に供する施設の概要 ・事業場以外の積替え保管場所の所在地、面積及び保管量の上限		(1) 変更に係る事業所の ・施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 ・付近の見取図 ・施設の写真 (2) 変更に係る施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
・役員又は使用人の氏名及び住所 ・未成年者である場合において、その法定代理人（法人）の役員の氏名及び住所		(1) 変更に係る者の住民票の写し ^{※1} (2) 登記されていないことの証明書等 ^{※2} (3) 登記事項証明書 ^{※3}
未成年者である場合において、その法定代理人（個人）の氏名及び住所		(1) 法定代理人の住民票の写し ^{※1} 及び登記されていないことの証明書等 ^{※2}
未成年者である場合において、その法定代理人（法人）の名称及び住所並びにその代表者の氏名		(1) 定款又は寄附行為 (2) 登記事項証明書 ^{※3}
百分の五以上の株式を有する株主又は出資者の氏名又は名称及び住所		(1) 変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 (2) 変更に係る者の住民票の写し ^{※1} 及び登記されていないことの証明書等 ^{※2} （法人の場合は登記事項証明書 ^{※3} ）
標準作業書の記載事項		変更後の標準作業書
解体業、破砕業及び産業廃棄物処理業許可の許可番号		変更後の許可証の写し
廃棄物処理施設設置（変更）許可の許可年月日及び許可番号		変更後の許可証の写し

※1 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。発効後3カ月以内のもの。

※2 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書

※3 履歴事項全部証明書。発効後3カ月以内のもの。